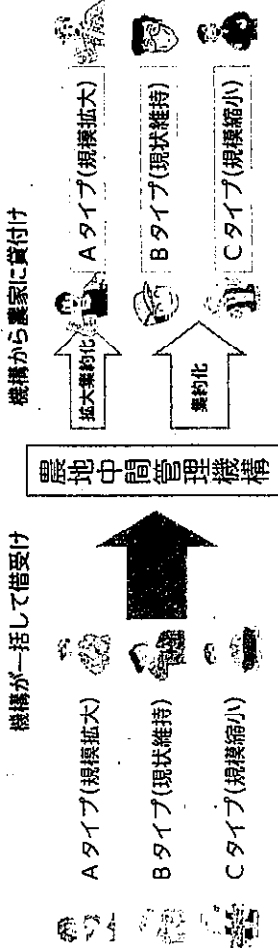


4) 農地中間管理事業PRパンフレット



農地中間管理事業が目指す効率的な土地利用

地域内で土地利用計画について合意形成されている場合、農地中間管理機構が一括して農地を借受けることで、様々な要望に対応することが可能になります。



以前の農地の利用(所有)状況

A	B	C	B
B	A	A	B
A	C	A	C
C	A	C	B

土地利用計画に沿い、
様々な要望に対応した
貸付けが実現

所有と利用の分離

事業活用後の農地の利用状況

A	A	B
A	A	B
A	A	B
C	C	B

さらに、利用
調整可能!

「人・農地プラン」の話し合いで、集落や地域の
今後の農地利用の方向性を話しあおう!

※「人・農地プラン」とは、地域の人の農地の問題を解決するための「未来の設計図」で、地域（地元）の意向に基づき市町村が作成し、随時見直しを実施しています。

お問い合わせ先

「農地集積バンク」に関する詳細は、公益社団法人みやぎ農業振興公社のホームページの「宮城県農地中間管理機構」をご覧ください。

● 公益社団法人みやぎ農業振興公社 (宮城県農地中間管理機構) 担い手育成部

TEL: 022-275-9192 FAX: 022-275-9195

HP アドレス <http://www.miyagi-agri.com/>

● 宮城県農政部 農業振興課 経営構造対策班

TEL: 022-211-2835 FAX: 022-211-2839

● お近くの宮城県各地方振興事務所・地域事務所 農業振興部

● 各市町村農政所管課・JAなどに設置している農地集積バンク相談窓口

みやぎ農業振興公社 総務課

農地の貸し借り「声かけ運動」実施中!

農地集積バンクを活用しませんか!

「農地集積バンク」で問題解決!

たとえば・・・

- 規模拡大又は利用権を交換して分散して農地をまとめたい
- 農業をリタイアするので農地を貸したい
- 新規就農するので農地を借りたい

地域の担い手へ重点的に農地集積



※「農地集積バンク」とは、事業主体である農地中間管理機構とその業務委託先及び事業推進する行政機関・団体等の総称として表現しております。

宮城県 宮城 農地中間管理機構
みやぎ農業振興公社 (公益社団法人みやぎ農業振興公社)

農地中間管理事業の仕組み



県・市町村・農業委員会・JA・土地改良区等

連携 協力



農地中間管理機構 (農地集積バンク)

- ① 貸し手から農地を借受け
- ② 必要な場合は簡易な条件整備等を実施 (出し手・受け手の負担が伴います。)
- ③ 受け手 (担い手) への農地集積に配慮し貸付

機構へ貸付け

注) 農用地等として利用が困難な場合や、該当区域の受け手リストに候補者がいない場合などは、すぐには借受けせず、貸付希望者リスト (出し手リスト) に掲載してマッチング活動を継続します。

事業者のポイント

① 借受基準 (機構が借り受けする場合)

- 市街化区域以外 (※) の農用地等を借り受けます。ただし、農用地等としての利用が困難な場合や、農用地等を貸し付ける可能性が著しく低い場合は、機構は当該農用地等を借り受けられません。

② 貸付先決定ルールの基本原則 (機構が貸し付ける場合)

- 農用地等の借受けを希望している者の規模拡大又は農地の集団化・集約化につなげることを。
- 既に効率的かつ安定的な農業経営を行っている農業者の経営に支障を及ぼさないようにすること。
- 新規参入した者が効率的かつ安定的な農業経営を目指していけるようになること。
- 借受希望者の意向を踏まえつつ、地域農業の健全な発展に資するよう公平かつ適正に調整すること。

③ 契約の解除 (機構から貸し付ける相手が見つからない場合)

- 機構が農用地等を借り受けてから2年を経過しても、なお受け手に農用地等を貸し付ける見込みがないときは、県知事の承認を受けて契約を解除することがあります。

(※) 市街化区域以外：市街化区域以外の農用地と一体的に農業利用されている市街化区域内農用地は借受けの対象とすることができません (令和2年4月1日～)。

どうする?

農地を貸したい人 (出し手) の場合

「農地を貸したい」旨の申出



ステップ①
農業者又は農業者の市町村・JA等の相談窓口へ相談し、農地を貸したい旨の申し出を行います。

機構による貸付希望者 (出し手) リストの作成

ステップ②
貸付希望者、借付希望者、借付希望者等の募集を行います。また、貸付希望者 (出し手) に対しては、貸付希望者 (出し手) の募集を行います。

機構 (市町村・JA等の委託先を含みます。) との条件相談・マッチング



出し手・受け手のマッチング成立

市町村が農用地利用集積計画を作成

関係権利者の同意徴収

農業委員会の決定

市町村の農用地利用集積計画の公告 (農地の権利移動)

ステップ③
農用地利用集積計画が公告されると、出し手・借受け手と農地の権利移動に係る権利が一括で移動します。

農地の貸し借りの手続きの流れ

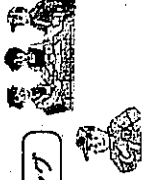
農地を借りたい人 (受け手) の場合

機構による借受希望者 (受け手) の募集への応募



ステップ①
農業者又は農業者の市町村・JA等の相談窓口へ相談し、農地を借りたい旨の申し出を行います。

機構による借受希望者 (受け手) リストの公表



※ 出し手との契約期間中に受け手変更 (農用地等の再配分) をする場合は、農用地利用配分計画による手続き (県認可) となります。

事業活用のメリット

① 出し手のメリット

- 公的機関が農地を預かるので安心です。
- 機構から直接賃借料を受け取ることができ、契約期間満了後は、確実に農地が戻ります。
- 要件を満たせば「機構集積協力金」の交付が受けられます。
- 農地に関連した税制面での優遇措置が適用されます (固定資産税の軽減措置、相続税、贈与税の納税猶予)。

② 受け手 (担い手) のメリット

- まとまりのある農地を借りることができ、農作業の効率化とコストダウンが可能となります。
- 経営規模拡大により安定的で効率的な農業経営が可能になり、後継者確保にもつながります。
- 農地の出し手が複数いても、機構との契約だけで済みます。
- 賃借料の支払いは、口座振替で便利です。
- 要件を満たせば「担い手集積支援事業」(機構単独事業) が活用できます (助成金の交付)。